令和８年度 ごみ収集カレンダー

酒々井町マスコットキャラクター
井戸っこ（しすいちゃん）

A収集地域

酒々井・下台・上本佐倉（※）・本佐倉（※）・馬橋・墨・尾上・飯積・中川酒々井交番裏・東酒々井１丁目・２丁目・３丁目・中央台１丁目・２丁目・３丁目・ふじき野
（※）はB収集地域もありますので、ご注意ください。

ごみの分別アプリ
さんあ～る®
配信中
App Store からダウンロード　Google Play で手に入れよう
ダウンロードしてご利用ください！
※プッシュ通知機能の時刻設定などは個別に設定をお願いします。

注意事項
- ●町指定の袋からはみ出さず口をしっかりむすび、決められた収集日の朝８時までにお出しください。
- ●地域の環境を保つため、収集日の前日や夜間など、収集日以外はごみを出さないでください。
- ●ペットボトルやダンボールなど、リサイクルが可能なものは資源回収へお出しください。

もやせるごみ

毎週　月・木曜日
年末臨時収集：１２月３０日（水）
※12月31日（木）の収集はありません。

・台所のごみ（料理くず、残飯等は水分をよく切ってください）/・布類・皮革製品等 /・ゴム類 /・ビニール類 /・発泡スチロール /・プラスチック製品（ペットボトル、シャンプー、洗剤の容器等）/・玩具（電気・電池を使わない子どものおもちゃ等）/・使い捨てカイロ /・紙くず /・ちり紙など資源として利用できない紙類 /・ビデオテープ /・ＣＤ・DVD 等
※一般家庭で使用する生ごみ処理機・コンポスト容器を購入する場合は、補助金制度がありますので、購入前に経済環境課へお問い合わせください。

もやせないごみ

毎月3回目の水曜日

4月15日	10月21日
5月20日	11月18日
6月17日	12月16日
7月15日	1月20日
8月19日	2月17日
9月16日	3月17日

・陶磁器類 /・ガラス類（食器、花びん、かがみ、割れた蛍光灯、白熱電球、グローランプ等）
・金属類（フライパン、鍋、カミソリ等）/・漬物石 /・軽量ブロック
《注意》・刃物類は布や新聞紙等に包んでお出しください。（注射針はお出しできません。）
・使い捨てライターは、ガスを完全に使い切ってください。
・家電製品は大きさに関係なく、粗大ごみでお出しください。小型家電も粗大ごみ扱いでお出しください。
●リチウム一次電池（コイン形／円筒形）はテープ等で絶縁処理してお出しください。
●ボタン電池は受け入れできません。購入電気店などの回収容器へお出しください。

ビン類

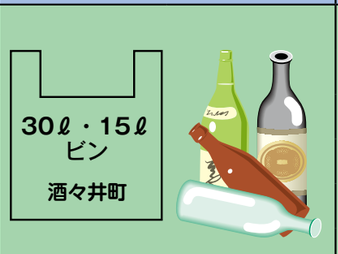

毎月２・４回目の火曜日

4月14・28日	10月13・27日
5月12・26日	11月10・24日
6月　9・23日	12月　8・22日
7月14・28日	1月12・26日
8月11・25日	2月　9・23日
9月　8・22日	3月　9・23日

・空きビン（飲料用、食料用のビン・化粧品のビン・ほ乳ビン等）
《注意》・キャップをはずして、中身を洗ってください。
はずしたキャップは、金属製⇒カン類に、プラスチック製⇒もやせるごみに分別してお出しください。

カン類

毎月２・４回目の金曜日

4月10・24日	10月　9・23日
5月　8・22日	11月13・27日
6月12・26日	12月11・25日
7月10・24日	1月　8・22日
8月14・28日	2月12・26日
9月11・25日	3月12・26日

・空きカン（飲料用、食料用のカン・お菓子のカン・缶詰のカン・ビン等の金属製のフタ等）
《注意》・中身を洗ってください。
※スプレーカン・カセットボンベは、中身を使い切り、穴を開けずに毎月１回目の水曜日（蛍光灯・乾電池・スプレーカン・カセットボンベの日）にお出しください。

蛍光灯・乾電池・スプレーカン・カセットボンベ

毎月1回目の水曜日

4月　1日	10月　7日
5月　6日	11月　4日
6月　3日	12月　2日
7月　1日	1月　6日
8月　5日	2月　3日
9月　2日	3月　3日

指定の袋はありません。無色透明か白色半透明の袋でお出しください。
蛍光灯：購入時の包装や新聞紙にくるみ割れないようにお出しください。
乾電池：包装類を剥がしてお出しください。
スプレーカン・カセットボンベ：中身を使い切り穴を開けないでお出しください。
蛍光灯・乾電池は町内回収協力店（電気店）・役場経済環境課でも回収しています。
※白熱電球、グローランプは「もやせないごみ」へお出しください。
※リチウム一次電池（コイン形 / 円筒形）はテープ等で絶縁処理して「もやせないごみ」へお出しください。
※ボタン電池は受け入れできません。購入電気店などの回収容器へお出しください。

廃食用油（食用油）

拠点回収（役場分庁舎脇）

毎月４回目の水曜日
9月は（木）

4月22日	10月28日
5月27日	11月25日
6月24日	12月23日
7月22日	1月27日
8月26日	2月24日
9月24日	3月24日

受入時間 9：00 ～ 16：00
・使用済みの油は、冷ましてから天かすなどを取り除き、よくすすいで水を切ったペットボトルに入れ、ネジ式キャップをしっかり閉めてお出しください。（家庭から出る食用油に限ります。）
・未使用の食用油は、包装を剥がしてお出しください。

※リチウムイオン電池は火災の原因となりますので、放電後にビニールテープ等で絶縁処理をお願いします。
小型充電式電池は絶縁処理をして、もやせないごみの袋で排出をお願いします。※注意：膨張しているものは発火の危険がありますので、役場経済環境課窓口で回収します。
小型充電式電池が取り外せない小型家電製品で電池の膨張が見られない物は、絶縁処理をして粗大ごみで排出をお願いします。
※注意：電池の膨張を確認することが困難な物や確認方法が不明な場合は、役場経済環境課窓口で回収します。

ペットボトル

PET

ペットボトルは、町内の回収協力店の店頭にある回収ボックス等をご利用いただくか、もやせるごみでお出しください。役場経済環境課窓口前にも回収 BOX を設置しています。
回収協力店　・ナリタヤ酒々井店　・大谷屋酒店旧東酒々井店横　※回収ボックスの利用は店舗営業時間内にお願いします。
〈回収ボックスへの出し方〉①キャップをとり、ラベルをはがしてください。②はずしたキャップはプラスチック類⇒もやせるごみでお出しください。③中を水で洗い、残液がないようにしてください。④つぶしてから、回収ボックスへ入れてください。※キャップとラベルはプラスチック製容器包装です。役場経済環境課窓口前で回収 BOX を設置しています。

新聞・雑誌・ダンボール等は資源回収へ

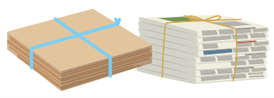

各地域の資源回収協力団体の収集日にお出しください。
○資源回収協力団体がわからない場合や、近くに団体がない、回収日より先に出したい場合は経済環境課へ問い合わせください。

粗大ごみの出し方

有料戸別回収①～③
大…1 点につき処理券 500 円
小…小型家電など処理袋 250 円

直接自己搬入※
手数料…10kgあたり 350 円

予約申込先

中屋企業 ☎043－496－5174	酒々井企業 ☎043-496-0808
中央台、東酒々井５丁目、ふじき野、成城台団地、上本佐倉１丁目、スーパーセンタートライアルから佐倉寄りの上本佐倉・本佐倉	左記以外にお住まいの方

粗大ごみ処理券・処理袋販売店
・タイヨー酒々井店【上岩橋】
・ナリタヤ酒々井店【中央台】
・大谷屋酒店本店【酒々井】
・セブン-イレブン酒々井駅東口店【東酒々井】

①粗大ごみ処理券または処理袋を購入する
・販売店で購入してください。
・粗大ごみ処理券及び処理袋の購入代金の払い戻しはできません。

②予約する【受付時間】
平日　13:00~17:00
・お住まいの地域の各予約先（回収委託事業者）へ、電話で予約してください。
・家の中までは入りません。

③予約した日時、場所に粗大ごみを出す
・粗大ごみ処理券を見えやすいところに貼り付けてください。
・収集は平日 13：00 ～ 16：00 の間に行います。

粗大ごみを出すときの注意
・粗大ごみの目安は、30リットルの指定ごみ袋に入らない大きさです。
・家電製品は大きさに関係なく粗大ごみ扱いです。
・小型家電製品は、粗大ごみ処理袋※をご利用ください。（複数個詰め可、1袋10kg程度まで）　※処理袋の大きさは縦80㎝横65㎝で45リットル程度です。
・法律でリサイクル等が義務づけられている廃家電等はお出しできません。
・3点以上の粗大ごみがある場合は、数回に分けてお出しください。
・引っ越しなどで大量の粗大ごみを出す場合は経済環境課にお問い合わせ下さい。
・不要品回収業者を装った違法業者にご注意ください。

※直接自己搬入

・家庭ごみを酒々井リサイクル文化センター（酒々井町墨１５０６番地）に直接搬入する場合は、酒々井町の住民であることを確認できるもの（免許証、マイナンバーカード等）と手数料（現金のみ）をお持ちください。
○手数料：１０kgあたり３５０円（１０kg未満の場合も３５０円）　※一般家庭ごみ及び粗大ごみの重さに手数料がかかります。（町指定袋に分別した場合でも手数料がかかります。）
○受付時間：月曜日～金曜日（年末年始及び祝日を除く）　８：３０～１１：３０と１３：００～１６：３０
○下記にある『処理できないごみ』は搬入できません。
※家庭の粗大ごみは、毎月第2回目の土曜日と翌日曜日も搬入することができます。
※詳しくは、酒々井リサイクル文化センターのホームページをご覧ください。

処理できないごみ

・スプリング入りのマットレス・農薬・実験用薬品・バッテリー・医療器具（注射器など）・オイル類・ペンキ等の塗料・洗剤・灯油・重油・軽油等・揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー）・消火器・LP ガスボンベ・中身の入ったもの（ライター・缶詰）・花火・自動車・オートバイ（50cc以上のもの）・自動車タイヤ・オートバイタイヤ（50cc以上のもの）・農機具・電動シニアカー・太陽光発電設備・電気給湯器・太陽熱温水器・ピアノ・オルガン・エレクトーン・コンクリートガラ・断熱材・石膏ボード・土・砂・汚物・汚泥・2mを超える木、竹（枝・木材含む）・直径２０cmを超える木（枝・木材含む）・2mを超えるFRP（グラスファイバー・カーボンファイバーを含む）・家電リサイクル法対象商品（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・ワインセラー・保冷庫）・資源物有効利用促進法対象商品（パソコン本体・ディスプレイ）・家庭で使用していた業務用冷蔵庫等（第一種特定製品）でフロンガスを抜き取った証明がないもの《注意》いずれの場合も購入販売店等に引き取りをお願いするなど適切な対応をお願いします。

発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3R運動で、1人1日60グラム（卵Mサイズ1個分）のごみ減量を！！

お問い合わせ：酒々井町役場　代表☎ 496-1171　経済環境課 環境対策室（内線 342・344）・直通☎ 043-382-2337